

<論 文>

AI技術革新と高齢者のデータ 「銀行」をめぐる法的模索 — 高齢者介護から生じるデータの利活用を中心に —

朱 暉*

AI Technological Innovation and Legal Exploration of Elderly Data “bank”

ZHU, ye

In recent years, artificial intelligence (AI) has made tremendous progress with the evolution of computer technology in terms of both hardware and software, as well as the development of machine learning technology called deep learning. At present, AI can be expected to play an active role in a variety of areas if excellent algorithms are introduced based on a vast amount of data with little noise and rich variation.

On the other hand, Japan is entering a hyper-aged society, and various medical and nursing care issues have emerged as pressing social problems.

The social implementation of AI technology utilizing the personal data of the elderly is expected to contribute to alleviating the nursing care problems. This paper explores from a legal perspective a mechanism that would be useful in promoting the utilization of personal data.

Keywords : old person, AI Technology, data utilization, trust, data “bank”

キーワード : 高齢者、AI技術、データ利活用、信託、データ「銀行」

* 静岡大学サステナビリティセンター教授

一、はじめに

近頃、コンピューター技術のハード・ソフトの両面から技術が進化するとともに、深層学習（Deep Learning）という機械学習の技術が開発されて、人工知能（Artificial Intelligence）は凄まじく躍進した。現状では、膨大な、ノイズの少ないバリエーション豊かなデータを元に、優れたアルゴリズムを導入すれば、様々な領域において AI の活躍を期待することができ、その社会実装は現代社会が直面する諸課題の解決の糸口になろう¹⁾。

他方、日本は超高齢社会に突入しつつあり、いわゆる 2025 年問題、つまり団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者になると共に生じる医療・介護上の諸問題は喫緊な社会的課題として浮き彫りとなっている。

高齢者介護現場から蓄積してきた個人データを利活用した AI 技術の社会実装は、差し迫った 2025 年問題の緩和に資すると考えられる。そこで、本稿はその個人データ利活用の促進に役に立つ仕組みについて、法的な視点より模索してみたい。

二、個人データ利活用の制度設計に関わる現状の概観

1、情報銀行の取組について

個人データの利活用を実現するために、日本国内において情報銀行という仕組みが提案されており、銀行という名称が付けられているが、世間一般に理解している金融機関ではないことに注意を払うべきであろう。

この官民協調の方式による「情報銀行」とは、個人との契約等に基づき個人のデータを管理し、個人の指示又は予め指定した条件に基づきデータを第三者に提供する事業である（白井・高根、2021）。そして、この情報銀行の取組についての商用サービスの運用をめぐることは、総務省及び経済産業省が策定した「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」に準拠する形で、2018 年秋から一般社団法人日本 IT 団体連盟が情報銀行認定事業の実施を行っている（総務省サイト）。

情報銀行の仕組みをめぐることは、次の点を認識しておく必要がある。第 1 に、情報銀行は、個人と情報銀行との間の委任契約を土台にした取組であり、個人の個人情報に対する高度なコントロール性を認めているが、個人情報に対して排他的支配権を正面から承認していないと指摘されている（福岡、2021）。第 2 に、情報銀行指針（情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0 の概要）では、「情報信託機能」という表現を用いているが、指針の中身を踏まえると必ずしも信託制度に依拠した上で様々な可能性を模索するものではないと思われる。

2、高齢者介護現場の状況

少子化が急激に深化するにつれ、日本の介護業界における働き手が著しく不足しているのに対し、団塊の世代の高齢化が進むにつれ、介護へのニーズが日々急増している。こうした喫緊な課題を解決するに当たって、日々進化するAI技術などの最新デジタルテクノロジーの導入によって介護現場の圧力を緩和することが必要不可欠である。

AI技術を駆使するに当たって、その前提として豊富なデータが必須のため、そのデータの収集を実現できるかは成功の鍵を握っていると言えよう。高齢者介護施設では、入所者の日常生活をつねに全面的にサポートしており、機械学習に必要とされる個人データを収集することのできる環境が整っていると考えられる。

他方、AI等のデジタル技術革新に伴い、様々な場面における応用が現実化されており、個人データへの需要がたえず変化している。たとえば、顔のデータ、音声データに関する解析は健康状態や認知症の進行状況の判断に役に立ち、また、歩き方の画像分析は、高齢者の転倒防止策を講じる上で大変有益である。今後、アルゴリズムの開発が進化するにつれ、デジタル技術の実装に関する可能性はますます拡大すると予想される。

上述の高齢者介護施設の現状および技術進化の情勢を踏まえると、高齢者個人データの利活用を促進する観点からは、日々蓄積し、多様化していくデータを収集・管理する側が可能な限り自由に使えるように制度構築を模索することが望ましいと思われる。

三、個人データの利活用に資する法的枠組

1、委任制度

前述のように、情報銀行に関する制度設計をめぐる、委任契約を軸とする提案がなされており、民法第3編（債権）第2章（契約）第10節は、委任契約について定めている。その第643条は、「委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる」と規定している。つまり、委任者と受任者との間で一定の事務をすることを約束することによって、委任者本人の法律行為としての効果が発生する。

委任制度の趣旨からすると、本制度は委任者である本人に事理弁識能力があることを前提に設けられたものであり、委任者本人に判断能力が存在するが故に、自らが受任者を監督し、不正が生じれば解任することができるという考え方が制度枠組みの根底にある。

また、委任制度をめぐるのは、主に以下のような特色が見られる（道垣内、2022、6-7頁）。①委任が財産に関する事務を行うことに特化していないので、一般的規定の側面が顕著に現れる。②委任は受任者のためにされることが原則であるため、第三者のためにする契約一般の規定しか設けられていない。③受任者が委任事務の対象財産を預けており、当該財産の所有権は

委任者にととまっております、受任者が代理権を行使して取得した財産の所有権も当然委任者に帰属する。④委任者は受任者に指図をする権利を有すると解されている（幾代・広中編、1989）。

2、信託

信託という法律関係は、信託法という特別法の2条1項が定めており、信託の定義について、次のように定めている。

「この法律において「信託」とは、次条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。同条において同じ。）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう。」

また、信託を設定する者を委託者とよび（同2条4項）、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をすべき義務を負う者は受託者とよび（同2条5項）、当該財産またはその運用から生じた利益の給付を受ける者は受益者と呼ぶ（同2条6項・7項）。

さらに、信託契約、すなわち、信託法3条1号が規定する「特定の者との間で、当該特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の契約」を締結する方法は、信託をする重要な方法とされている。これにより委託者から受託者に対して財産の処分が行われ、受託者は、その処分を受けて財産の帰属権者になる。すなわち、財産の帰属権者の変更は信託の前提となっており、信託した場合は、財産の所有権は形式的に管理者である受託者に移転される。そして、信託の特徴としては以下の点が挙げられている（道垣内、2018）。①信託財産の委託者からの分離、②信託財産の受託者からの分離、③受益者が存在する場合、信託財産に対する受益者の利益の承認。

3、「所有権」概念によらない信託の設定

大陸法の歴史を振り返ると、他人から制約されずに、ある物を自由に使用・収益・処分できるようにするために、所有権の概念が確立された。このイデオロギー的な意味を有する古典的な所有権概念を用いずに、諸権能の束ねたものとしての所有権を理解し、それぞれの権能を個々に明示するという方法もありうるということが指摘され、その上、機能的な考え方に立脚し、「所有権」という概念を財産法システムの中心から外して新たな信託システムを試みる可能性について言及した有力な見解が明示された（道垣内、2018）。

しかし、パンデクテン法系を維持する日本では、伝統的な所有権概念がすでに普及、浸透しており、個人データという財産について上述の提案により信託を設定することはそのハードルが決して低くないと思われる。

四、現状を踏まえた制度選択およびその実現可能性

1、委任と信託の相違の再確認

委任と信託に関わる制度の概要および特色は三、で述べた通りである。高齢者個人データ「銀行」の枠組みを設計する際に、果たしてどの制度に依拠すべきであろう。制度選択を熟慮する前に、その選択に影響を及ぼす両者の相違を再度抽出してみたい。

第一に、ある財産の運営、管理を他人に委託したいときに、委任制度を選択した場合は、その財産の所有権は移らず、本人（委任者）のもとにとどまるのに対して、信託制度に依拠した場合は、財産の所有権は受託者に形式的に移ることになる。

第二に、具体的な事務の処理にあたって、委任制度を利用した場合は、本人（委任者）が受任者に対して指図をすることができ、受任者はその指示に従う必要があるのに対して、信託の場合は、受託者の判断に委ねることになる。

第三に、委任契約は委任者本人の死亡・破産などにより終了するのに対して（民法653条）、信託の場合は信託契約の約定により継続させることができる。

2、高齢者介護の実情を踏まえた提案

上記の委任と信託の違いを踏まえつつ、高齢者介護の現状に照らし合わせながら、高齢者個人データ「銀行」の土台となる法的枠組みを検証してみたい。

通常、高齢者が介護施設に入所すると、衣食住などの日常生活そのものが施設に移り、施設側は入所者の心身の状態や生活状況などに配慮しつつ、実質的な身上監護に当たる立場になる。施設における高齢者の日常生活の中で、多種多様な個人データが蓄積され、その量も日々増加していく。こうした実態を考えると、高齢者介護施設はいわゆる個人データの宝庫と言えよう。

他方、アルゴリズムの開発、データデザインなどが日々進化しているため、最新デジタル技術を駆使して介護負担の軽減を図るなどを目的に個人データの有効利活用を実現させたい場合は、技術開発の求める個人データは常に変化することが考えられる。また、個人データの加工方法や提供する第三者の範囲も常に変化しつつある。つまり、流動的な事柄が非常に多いのが実情である。

個人データの利活用の促進を前提に制度設計を行う場合、委任制度を採用するならば、受任者であるデータの管理・利用者は、常に変化する状況を個人データの所有者である委任者に説明する必要性が生じる。これに対して、委任者は、受任者の説明を正確に理解した後に、委任に関する具体的な事柄について適切な意思表示を行うことが望ましいであろう。

また、委任制度を採用した場合は、制度の性質上、委任者は、ときには受任者の義務履行を強制すること、または受任者に対して指図することが求められる。

しかしながら、高齢者介護施設の現状を踏まえると、一般的には入所者の事理弁識能力が高

齢化とともに低下し、委任者としての本人の意思を明確に確認することは徐々に困難になりつつある。こうした現実の課題を考えると、個人データの利活用の促進の観点からは、そのデータの所有権は管理・利用する側への移転が望ましいと考えられる。したがって、委任と信託の制度のそれぞれの特徴および介護現場の実情に鑑みると、委任ではなく信託制度に依拠して高齢者個人データ「銀行」の仕組みを模索することが課題解決に資するため、信託をその制度設計の軸に置くべきであろう。

3、個人データが信託財産となりうるか

信託制度の利用を試みる際は、まず、個人データは果たして信託できる財産に含まれるかについて検証する必要がある。

現行民法のもとでは、データは無体物のため、所有権や占有権、用益物権、担保物権の対象とされていない（民法 85 条、同法 206 条）。すなわち、原則としてデータは排他性を有する物権的な権利と認められていないのが現状である。

しかし、ビッグデータの時代において、個人データの経済的・財産的価値が著しく向上している。こうした現状を踏まえて、日本の最高裁²⁾が排他的な権利として承認したパブリシティ権（right of publicity）³⁾の本質を解析し、パブリシティ権の進化により、個人データは、普通の人々を主体とする経済的な利益を排他的に支配することのできる財産的権利として進化したとの見解が存在する（朱、2021）。

他方、情報は信託財産となり得るかをめぐって、信託設定後に受託者が信託事務執行の過程で獲得した情報は、委託者がそれを第三者に売却して利益をあげたならば、日本信託法 16 条 1 号の適用によって、得られた利益は信託財産となるとする有力説が存在する（道垣内、2022、37 頁）。また、当初信託財産が情報である場合は、排他的管理を実現することができ、一般的に金銭的価値が認められるならば、信託設定が可能であるとする考えが有力になりつつある（三枝、2015 および道垣内、2022、37 頁）。

さらに、近時、データを信託財産とすることの要件を分析した上で、取得や創設が必要とされる局面での「情報」や「データ」は、その必要性からいくらかの金銭的価値のあるものとみなすことができる場合、「情報」や「データ」は、信託財産となり得るとする見解が現れた（田中、2022）。

以上のデータ性質および信託財産の範囲をめぐる見解を踏まえると、高齢者介護施設から生じる個人データは、信託財産の対象となる可能性が極めて高いと考えられよう。

五、信託制度利用時の制度設計のポイント

1、高齢者個人データ「銀行」創設のビジョン

ビックデータの社会において、多種多様なデータが凄まじい速度で増加しており、現状としては、アメリカではGAF A（グーグル、アマゾン、フェイスブック、アップル）、日本ではヤフー、楽天、LINE、中国ではBAT（バイドゥ、アリババ、テンセント）は、それぞれの国において優越的地位を確立し続け、個人データの収集に有利な立場を獲得つつある。また、近時各種のPAYというキャッシュレスの支払い方法が各業者によって推奨され、消費者間で幅広く利用されているため、データの収集はさらに容易になっている。

こうした激変するデジタル社会の動きを鑑みると、データ利活用の方法を工夫する際に、まず多種多様なデータの棲み分けを行った上で、それぞれのデータ発生源およびデータに内包する性質に従い、対応策を模索する必要があるように思われる。たとえば、SNSから生じるデータは、事業者にとって収益の源泉となっている現状を踏まえて、利用者はデータという「価値をもたらすもの」を事業者に提供していることを認識しなければならないと説明し、個人が合理的に判断する際の限界があることを強調しつつ、規制をめぐる対応策が探られている（高口、2022）。

他方、本稿の焦点である高齢者介護施設から生じる個人データについては、AI等のデジタル技術の発展と相まって、その利活用の有効性および将来性がますます重要視されるようになってきている。超高齢化社会が差し迫ってきている中、介護の担い手が著しく不足するなどの喫緊の問題を緩和するために、高齢者個人データの利活用が有効な解決策と考えられる。この類いの個人データは、社会貢献への役割が期待され、社会的公益性を内包していると評することができよう。

高齢者個人データ「銀行」は、正に超高齢化社会を見据えて、高齢者個人データの公益的な側面を重視した制度上の試みであり、こうしたビジョンを前提に枠組みの構築を探ってみたい。

2、目的信託

信託法の原則を踏まえると、信託制度を通じて受益者を設けることが一般的である。前述のように、高齢者個人データは、超高齢化社会の課題の解決に非常に有益なため、社会的公益性が極めて高いデータである。

また、受益者が死亡後に、その受益権の相続をめぐる紛争が生じる恐れがある。こうした受益権の相続問題にまつわる煩雑さを解消し、データ管理者・利用者を信託業務の遂行に専念させる観点から、受益者を定めないことが望ましいであろう。

したがって、上記の二点の理由から、受益者の定めのない信託、つまり目的信託の仕組みに依拠して、高齢者個人データ「銀行」の仕組みを考えるべきであるように思われる。

その法的根拠として、信託法第11章は、「受益者の定めのない信託の特例」を設けており、その258条1項は、「受益者の定め（受益者を定める方法の定めを含む）のない信託は、第三条第一号又は第二号に掲げる方法によってすることができる」規定している。

3、第三者による監督の必要性

信託は信任関係が強く求められる制度であり、委託者が安心できるような制度仕組みが不可欠である。そのため、受託者の義務履行を監督する第三者を設けることによって、委託者の不安を解消する必要がある。

本稿では、受益者の定めのない信託（目的信託）を高齢者個人データ「銀行」制度の土台として理解しており、258条4項は、信託管理人の指定について規定し、「第三条第二号に掲げる方法によって受益者の定めのない信託をするときは、信託管理人を指定する定めを設けなければならない」と定めている。

なお、個人情報保護委員会は信託管理人の役割を担うことが可能かおよびその権限を検証する必要がある。

六、終わりに

本稿は、高齢者個人データ「銀行」の枠組みについて、法的な視点より初歩的な提案を試みた。制度を具体化する際の諸課題、たとえば、信託契約の詳細、受託者の義務、信託財産からの費用等の償還および信託報酬については、今後の課題としたい。

注

- 1) ニュートン別冊「ゼロからわかる人工知能仕事編」（ニュートンプレス、2019年）は、今後の可能性について説明している。
- 2) 最判平成24年2月2日民集66巻2号89頁。
- 3) パブリシティ権は、著名人の氏名や肖像から発生する顧客吸引力のもつ経済的な利益ないし価値を排他的に支配する財産的権利であるとされている。東京高裁平3年9月26日（判時1400号3頁、判タ772号246頁）

引用文献

- 白井斗京・高根孝次『「情報銀行」ビジネスの現状と今後の展望』ファイナンス2021年2月号52頁。
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r02/html/ndl133110.html> (2022年9月1日最終閲覧)
福岡真之介「情報銀行とデータオーナーシップについて」知財管理71巻2号（2021年）202頁。
総務省情報流通行政局情報通信政策課「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0の概要」NBL1132号（2018年）94頁。
道垣内弘人『信託法（第2版）』（有斐閣、2022年）6-7頁、37頁。
幾代通、広中俊雄編『新版注釈民法（16）』（有斐閣、1989年）230頁（中川高男）。
道垣内弘人「日中比較信託法講義（1）」信託273号（2018年）142頁。

朱曄「民事法の視点から見たスマートシティ実現に向けての課題解決－AI技術の進化による『市民データ権』の誕生」静岡法務雑誌12号（2021年）198頁。

三枝健治「情報の信託『財産』性についての一考察」トラスト未来フォーラム編『信託の理念と活用』（トラスト未来フォーラム、2015）17頁。

田中和明「データに関する信託の活用」後藤出編『デジタル化社会における新しい財産的価値と信託』（商事法務、2022年）375頁。

高口鉄平「SNS規制に必要な視点—個人の合理性の限界—前提に」日本経済新聞2022年1月24日16面。

